

第2章

健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

第5次基本構想・後期基本計画 策定案

第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

第1節 健康づくりの推進

1. 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

2. 現状と課題

- ①すべての市民が、心身ともに健康で、生涯を通じて健やかな生活を送れるよう健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）*・富士見市歯科口腔保健推進計画 ～歯っぴーライフ☆ふじみ～ *に基づき、健康づくり施策を総合的、計画的に進めています。

【文言の追加】現状に合わせ追加

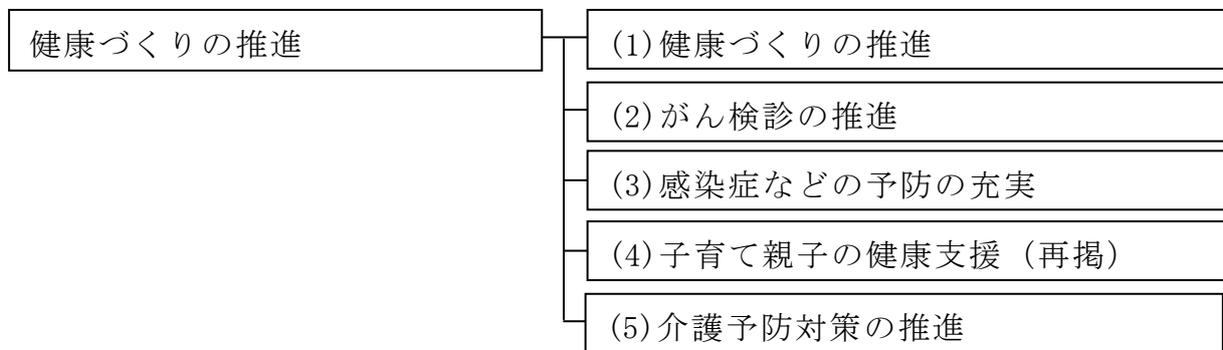
- ②市民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解し、主体的に取り組めるよう支援する環境づくりが求められています。
- ③健康相談や健康講座など、健康に対する意識啓発や健康づくりに、町会などと協力し、取り組んでいます。
- ④市民の健康寿命*を伸ばす上で重要な課題である、循環器疾患や糖尿病などを発症させないための一次予防に重点を置いた生活習慣病*対策が求められています。
- ⑤死亡主要原因は、がんが第1位であり、国ではがん対策推進基本計画*に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。

⑥ 新型インフルエンザなどの感染症に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市対策本部を設置するなど、市民への情報提供や臨時予防接種の実施など、迅速な対応についての体制を整えています。

⑦ 介護予防の普及啓発をさらに進めるため、~~地域で展開される介護予防活動への支援が求められています。~~介護予防が必要な人の把握、普及啓発や活動の育成支援などの一般介護予防事業を推進していくことが必要です。

【文言の修正】 介護保険法改正による新事業名に変更

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

① すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指し、市民・地域・関係機関などが連携し、~~さらなる健康づくりを総合的・計画的~~健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）*や富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～*に基づき、健康づくりを総合的・計画的に進めます。

【文言の修正】 総合戦略の反映、中期基本計画の課題の反映

② 「健康長寿のまち富士見」の実現のため、主体的な健康づくりに向けた健康マイレージ事業*などの施策に取り組みます。

【文言の追加】 現状の取り組みを追加

③ 重症化につながりやすい糖尿病・高血圧・脂質異常症などに関する健康教育や健康相談の充実を図り、市民が自らの健康に関心を持てるよう啓発に努めます。

④町会や地区社協などと協力して健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。

⑤~~食育を通じた健康づくりを推進していくため、食育推進条例の制定及び同推進計画の策定を行うとともに、関係機関や食生活改善推進員と連携して、地域に根ざした食育推進事業に取り組んでいきます。~~

【文言の修正】 下部現状に統合

⑥妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、**食育推進室***を拠点として、**食育を通じた健康づくりを推進します。**また、**食生活改善推進員協議会***や関係機関と連携し、情報提供や啓発など**の食育を進め、地域に根ざした食育推進事業に取り組みます。**

【文言の修正】 上部現状と統合、総合戦略の反映

⑦特定健診*・特定保健指導*の受診率・実施率向上に向け、啓発に取り組みます。

⑧口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を担っているため、**各ライフステージにおける**歯科口腔保健に関する健康づくりを計画的に進めます。

【文言の修正】 総合戦略の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『健康増進計画の策定』（健康増進センター）

市民の誰もが、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、健康づくりを推進するための基本となる、健康増進計画を策定します。

『歯科口腔保健の推進』（健康増進センター）

歯や口腔の健康は、健康で質の高い生活を送るうえで重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健推進計画を策定し、計画的な取り組みを進めます。

『食育推進事業』（健康増進センター）

生涯を通じた健全な食生活の実現に向けて、食育推進条例の制定及び同推進計画を策定し、食育に関する取り組みを計画的に進めます。

『市民健康づくり事業』（健康増進センター）
生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康教育・相談の機会などを充実します。

（2）がん検診の推進（健康増進センター）

- ①国の動向に合わせ実施方法をの見直すなどしや、医療機関の確保に努めます。また、利便性に配慮しながら、各種がん検診の普及啓発を進めや、利便性、受診率の向上に努めます。

【文言の修正】 中期基本計画の課題の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『健康診査事業』（健康増進センター）
各種がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率向上を目指すとともに、早期発見に向けた検査の機会を提供します。

（3）感染症などの予防の充実（健康増進センター）

- ①感染症の発生やまん延・重症化を予防を目的にするため、各種予防接種を実施します。また、感染症や予防ワクチンに関する情報を市ホームページなどを通じて市民へ迅速に提供します。

【文言の修正】 文言の修正

- ②関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組みます。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『感染症等予防対策事業』（健康増進センター）
高齢者の肺炎球菌ワクチン接種を推進するため、助成を行います。

(4) 子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ① 妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、**妊婦健診費用に対する助成、乳幼児健診・相談の充実や食育の推進に努めます。**

【文言の修正】 文言の修正

- ② **出産・育児の不安などの解消のため、産前・産後における相談支援やヘルパー派遣など、サポート体制の強化に併せ、交流事業の充実を図ります。**

【新規追加】 総合戦略の反映

- ③ 地域医療機関などとの連携や母子保健推進員*の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『母子保健事業』（健康増進センター）

妊婦健診などに対する助成を引き続き行うとともに、母子保健推進員による乳児家庭訪問を実施します。

(5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ① 加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。

- ② 介護予防活動に取り組む**市民個人**の自主グループの育成と交流を**増やし、活動を継続できるように、支援します。**

【文言の修正】 わかりやすい表現に修正

- ③ **高齢者の社会参加や役割の創出のため、活動できる場所づくりに努め、高齢者サロンなどの集いの場の拡充や、介護支援ボランティアポイント事業*などの支えあいの取り組みを推進します。**

【新規追加】 総合戦略の反映、中期基本計画の課題の反映

- ④介護が必要な状態になっても、自分の持てる力を活用して、自立した生活を継続できるよう支援します。

【新規追加】 中期基本計画の課題の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『介護予防事業』（健康増進センター）

一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

第2節 地域医療体制の充実

1. 施策の方向性

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ①市内の医療機関は、~~平成24年3月現在、病院5施設(544床)、診療所49施設(内6施設において82床)、歯科診療所45施設~~平成28年4月末現在、病院5施設(616床)、診療所64施設(内6施設において82床)、歯科診療所52施設あり、増加しています。平成28年度には、市内の病院が増床し、小児の入院、緊急患者の受け入れ体制が拡充されました。

【文言の修正】最新のデータに修正

- ②地域の総合病院については、~~第二次救急医療として川越地区の救急指定医療機関とともに輪番制方式により実施し、連携を図っています。~~

【文言の削除】下記現状に含めるため

- ③本市の救急医療体制は、~~初期救急(外来治療を必要とする軽症の患者に対応)、第二次救急(入院治療を必要とする重症の患者に対応)、第三次救急(さらに重篤な患者に対応)体制がそれぞれ整備されています。~~

【文言の削除】下記現状に含めるため

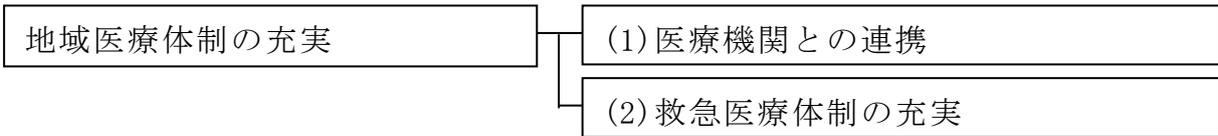
- ④外来治療を必要とする軽症の患者に対応した初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、~~入院治療を必要とする重症の患者に対応した第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、さらに重篤な患者に対応した第三次救急医療については、埼玉医大総合医療センターで実施しています。また、平成24年度より市内の病院において、小児の入院等、緊急患者の受け入れを開始しました。~~

【文言の修正】現状に合せた表現に修正、市内の病院の状況を分割

- ⑤平成24年度に実施した市民意識調査*では、「医療サービス体制の充実」に対する~~不満度が平均より高く、不満の理由が~~として「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携しながら、医療体制の整備とともに、引き続き積極的な情報提供が求められています。

【文言の修正】最新のデータに修正

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ①市内医療機関と地域医療の拠点としての役割を担う中核的病院~~（大学病院）~~相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

【文言の修正】わかりやすい表記に修正

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ①医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報提供を積極的に進めます。
- ②医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進に努めていきます。

第3節 地域福祉の充実

1. 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

2. 現状と課題

①地域課題を解決するためには、行政施策と併せて、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。

~~②平成23年度に災害時要援護者支援プランを策定し、平成24年度より災害時要援護者の申請登録を開始しました。また行っており、登録者に対する個別計画の作成を、町会及び民生委員・児童委員の協力により進めています。~~

~~要配慮者*については、自主防災組織*や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、避難行動要支援者*については、個別計画の作成を各町会の民生委員・児童委員の協力により、進める必要があります。~~

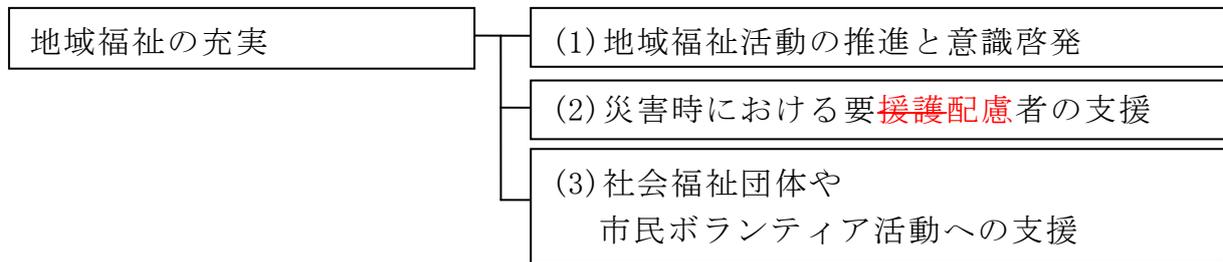
【文言の修正】現状に合わせた文言に修正

③「要援護者見守り事業に関する協定」を新聞販売店、ガス検針業者及び郵便局などと締結し、年齢にかかわらず援護を必要としている方が発見されたときに迅速に支援するための体制づくりを進めています。

④社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、平成2327年度現在、~~56団体1,100人あり~~46団体808人と減少傾向にあるため、その目的や活動の理解を促進しながら~~今後は、こうしたボランティアの役割が一層の重要性を増すものと推測されます。~~、ボランティアの確保に努め、地域活動の活性化に取り組む必要があります。

【文言の修正】最新のデータに修正

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

①市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム 21」など様々な啓発事業に取り組みます。

②地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を推進します。

【参考】中期基本計画の主要事業

『地域福祉計画推進事業』（福祉課）

社会福祉協議会や市民ボランティアとの連携により地域福祉活動を推進します。

(2) 災害時における要援護配慮者の支援（安心安全課、福祉課）

①災害時において、高齢者や障がい者などの要援護配慮者*の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要援護配慮者*情報の把握や安否確認、避難行動の支援などに取り組みます。また、避難行動要支援者*登録制度の活用を推進します。

【文言の修正】中期基本計画の課題の反映

【参考】中期基本計画の主要事業

『災害時要援護者支援事業』（福祉課、安心安全課）

高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ①地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ②社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に対する啓発、参加促進、活動環境の整備を進め、福祉ボランティアの養成に努めます。

【文言の修正】 中期基本計画の課題の反映

第4節 高齢者福祉の充実

1. 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいくりの支援を行います。

また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

2. 現状と課題

- ①本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、~~平成25年4月現在21.78%~~平成28年4月現在23.7%で、年々増加しています。高齢化の進展に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加しており、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう~~な支援の充実、多様な主体による生活支援サービスの充実や、医療と介護の連携、認知症予防や早期発見などに取り組む認知症施策の推進~~が求められています。

【文言の修正】最新のデータ及び現状に合せた表現に修正

- ②~~3カ所の地域包括支援センターが、45ヶ所の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）*が、各圏域において様々な相談に対応していますが、早期の支援、きめ細か対応ができるよう、相談体制の強化や、地域における見守りや支えあいの仕組みづくりに努める必要があります。~~

【文言の修正】最新のデータ及び現状に合せた表現に修正

- ③~~地域包括ケアシステム*の充実に向け、地域における見守りや支えあいの仕組みづくりに努める必要があります。~~

【文言の修正】現状に合せた表現に修正

- ④~~認知症の高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度*の利用の必要性が高まっています。~~り、「成年後見センター☆ふじみ*」を設置し、認知症高齢者の権利擁護に努めています。

【文言の修正】現状に合せた表現に修正

- ⑤シルバー人材センター*は、就業機会の拡大を目的にふじみ野市・三芳町のシルバー人材センター*と平成28年4月に合併しました。また、就労を希望する高齢者に対して就業の機会を通じた健康や生きがいがいづくりのため、民間の業務や公共施設の管理などを受託しています。~~老人福祉センターは、利用者数も増えており、コミュニティ大学などの活動も活発に行われています。~~

【文言の修正】最新の状況に修正し、老人福祉センターを別施策として計上

- ⑥老人福祉センターでは、利用者が快適に過ごせるよう、施設の修繕等を計画的に進めており、個人利用者をはじめ、老人クラブやコミュニティ大学などの団体活動も活発に行われています。

【新規追加】老人福祉センターのみを単独で記載

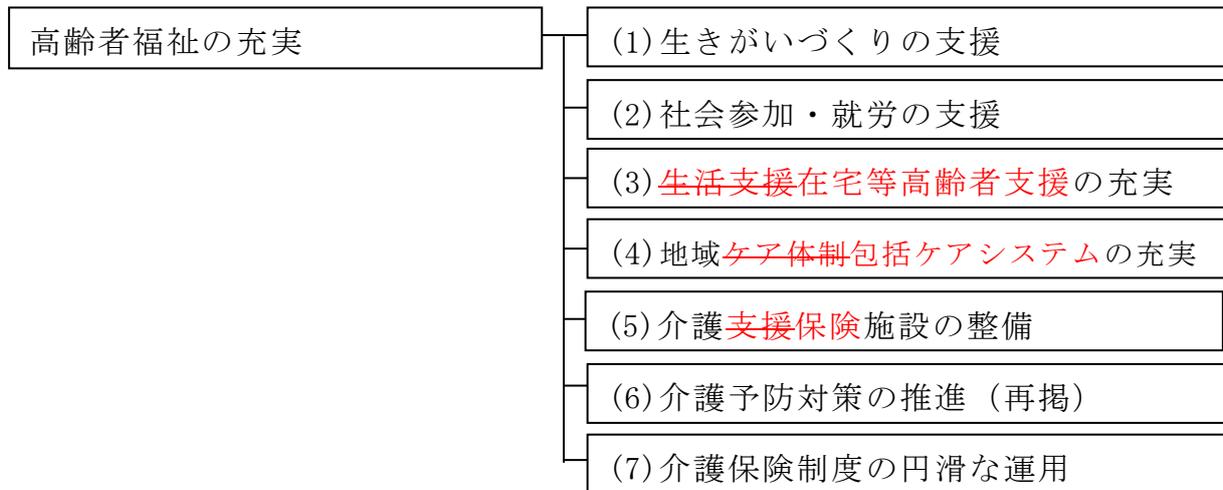
- ⑦~~本市の要支援・要介護認定者数が増加していることから、虚弱高齢者や要支援と認定された高齢者の状態の悪化を防ぎ、できるだけ介護が必要な状態にならないようにする介護予防の取り組みを強化していく必要があります。~~

今後の後期高齢者人口の急増などに対応するため、介護予防の取り組みを強化し、自立支援の考えに基づくケアマネジメント*の普及や高齢者が高齢者を支える仕組みなどの構築が求められています。

【新規追加】現状に合せた表現に修正

- ⑧介護を必要とする人が、住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、地域密着型施設サービス事業所*の整備を計画的に進めています。今後も、日常生活の場で医療や介護などの支援が一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム*）づくりを推進していく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生きがいつくりの支援（交流センター、高齢者福祉課、公民館）

- ①老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動の活性化、コミュニティ大学など、自主的な活動を支援します。

【文言の修正】 中期基本計画の課題の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『高齢者の生きがいつくり支援』（高齢者福祉課、公民館）
コミュニティ大学への支援や高齢者学級の開催などにより、学習の機会、内容を充実します。また、老人福祉センターの施設環境やスポーツ・レクリエーション活動の場を充実します。

(2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）

- ①市民の様々な社会経験や知識・技能を活かすため、市民人材バンク*への登録を促進するとともに、地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。

- ②高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センター*に対する支援を行うとともに、~~ハローワーク~~関係機関との連携した就業に関する情報の提供に努めます。

【文言の修正】 中期基本計画の課題の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『シルバー人材センター運営補助事業』（高齢者福祉課）
高齢者の雇用機会拡大のため、富士見市シルバー人材センターに対する市委託事業の拡充や民間事業者の利用促進などの支援を行います。

(3) **生活支援在宅等高齢者支援の充実**（高齢者福祉課）

【文言の修正】 わかりやすい表現に修正

- ①自立した生活を支援するため、一人暮らしや、見守り、徘徊などの援護が必要な高齢者に対する各種~~施策を充実します~~事業やサービスの充実に努めます。

【文言の修正】 最新のデータ及び現状に合せた表現に修正

- ②認知症高齢者などの生活を支えるため、成年後見制度*の普及や権利擁護などに~~取り組みます~~。努めるとともに、市民後見人*の育成や「成年後見センター☆ふじみ*」の運営を支援します。

【文言の修正・追加】 わかりやすい表現に修正、中期基本計画の課題の反映

- ③高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待の防止に努めます。また、高齢者あんしん相談センター*などの関係機関との連携による速やかな対応に取り組めます。

【文言の追加】 新たな施策対応を追加

【参考】 中期基本計画の主要事業

『在宅高齢者の支援事業』（高齢者福祉課）
寝具乾燥サービス、緊急時連絡システム機器の貸与、配食サービス、日常生活用具給付、紙おむつ支給などにより、在宅高齢者の日常生活を支援します。

『成年後見センター運営事業』（高齢者福祉課）
成年後見を必要とする高齢者などのため、市民による後見人を養成・支援する成年後見センターを運営します。

(4) 地域~~ケア~~体制包括ケアシステムの充実（高齢者福祉課）

【文言の修正】 介護保険法改正による事業名称に修正

- ①日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置した高齢者あんしん相談センター*の設置し、相談体制などの充実に努めるとともに、~~ます~~。また、関係機関と連携し、~~地域包括支援センター~~高齢者あんしん相談センター*を中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を構築します。

【文言の修正】 現状に合せた表現に修正

- ②認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症に関する理解を拡げるとともに、相談体制を強化し、早期診断・早期対応に努めます。

【新規追加】 介護保険法改正に伴う新規事業の追加

- ③見守りや買い物などの生活支援サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、地域において多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築します。

【新規追加】 介護保険法改正に伴う新規事業の追加

- ④住み慣れた地域での生活が送れるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携を支援します。

【新規追加】 介護保険法改正に伴う新規事業の追加

【参考】 中期基本計画の主要事業

『地域包括支援センター整備事業』（高齢者福祉課）

高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができるよう、身近な地域ごとに地域包括支援センターを設置します。また、市民の方にわかりやすい名称に変更し、利用しやすい施設にしていきます。

(5) 介護支援保険施設の整備（高齢者福祉課）

【文言の修正】 わかりやすい表現に修正

- ①介護ニーズの状況を踏まえながら、必要な介護サービス事業~~・~~や施設の整備を進めます。特に、~~在宅での生活ができるだけ続けられる~~住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域密着型施設サービス事業所*の整備を検討します。

【文言の修正】 わかりやすい表現に修正

【参考】中期基本計画の主要事業

『地域密着型施設の整備』（高齢者福祉課）
身近な地域で生活できるよう、小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの地域密着型施設の整備を検討します。

（6）介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）

①加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。

②介護予防活動に取り組む**市民個人**の自主グループの育成と交流を**増やし、活動を継続**できるよう、支援します。

【文言の修正】わかりやすい表現に修正

③**高齢者の社会参加や役割の創出のため、活動できる場所づくりに努め、高齢者サロンなどの集いの場の拡充や、介護支援ボランティアポイント事業***などの支えあいの取り組みを推進します。

【新規追加】総合戦略の反映、中期基本計画の課題の反映

④**介護が必要な状態になっても、自分の持てる力を活用して、自立した生活を継続**できるよう支援します。

【新規追加】中期基本計画の課題の反映

【参考】中期基本計画の主要事業

『介護予防事業』（健康増進センター）
一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

(7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）

- ① ~~高齢者保健福祉計画に基づき、介護が必要な人とその家族が安心して暮らしていけるよう、介護保険サービスの適切な給付に努めるなど、健全で円滑な制度の運用を行っていきます。~~

介護を必要とする高齢者とその家族が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の維持・向上を図りながら制度の安定的な運営に取り組みます。また、制度改正に対応した円滑な運営を行っていきます。

【文言の修正】 わかりやすい表現に修正、総合戦略の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『介護保険制度の運用』（高齢者福祉課）

介護予防事業や入浴、食事などの介護や機能訓練、看護など介護が必要な方の日常生活を社会全体で支えます。

第5節 障がい者福祉の充実

1. 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

2. 現状と課題

- ①高齢化の進行などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい*児・者に関する相談・支援が増えていることから、関係機関の連携強化に取り組みます。

【文言修正】 文言整理

- ②乳幼児健診などによる障がいの早期発見、みずほ学園*での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、さらに卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。~~近年は、発達障がいに関する相談が増えていることから、関係機関の連携強化に取り組んでいます。~~

【文言修正】 文言整理

- ③~~近年、乳幼児の発達の遅れに関して、みずほ学園へのは相談件数が増加しています。そのため、通園児に限らず、地域で支援を必要とする子どもに対し、児童発達支援センターとして地域療育支援事業の充実に努めています。~~

~~みずほ学園*では、療育支援*を担う地域の中核施設として、通園による療育支援*とともに、保育所等訪問支援事業をはじめ、個別相談を充実するなど、地域で支援を必要とする就学前児童や保護者への支援の充実に取り組んでいます。~~

【文言の修正】 現状に合わせた内容に修正

- ④障がい者支援については、個々のニーズに応じた各種支援に取り組んでいますが、~~相談支援体制のさらなる充実や相談支援事業者間の連携強化に取り組むことが就労訓練や、地域での生活を送ることができるグループホームなどの施設の整備・支援が求められています。~~

【文言修正】 中期基本計画の課題の反映

- ⑤ ~~障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました（平成25年4月1日施行）。難病患者が対象に加えられたほか、障害者支援区分の見直しなどが行われました。~~

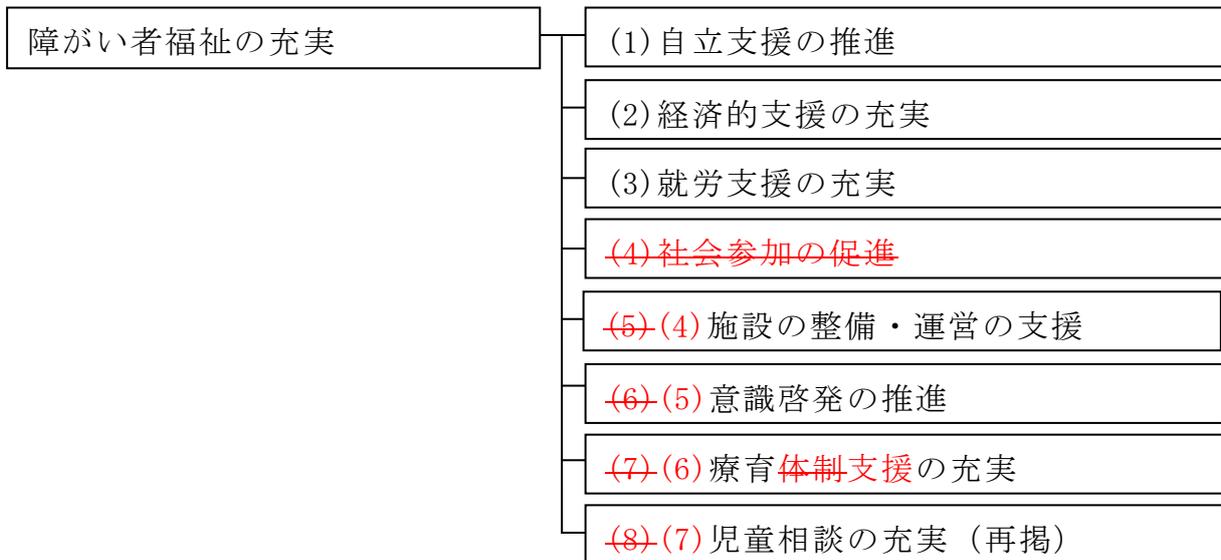
これまで継続しているあいサポート運動*や、富士見市手話言語条例*、障害者差別解消法*などに基づき、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることが求められています。

【文言修正】現状に合わせた表現に修正

- ⑥ ~~障害者総合支援法では、障がい者が地域生活に必要なサービスを効果的に活用できるように、「サービス等利用計画」を作成することになったことから、三芳町と共同で開設した「障がい者相談支援センター*」において、相談支援、サービス等利用計画の作成を行っこととし行っています。~~

【文言の修正】現状に合わせ修正

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自立支援の推進（障がい福祉課）

①地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援体制の充実や、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援を行います。

②生涯学習の充実やスポーツ活動の推進に取り組み、主体的な活動を支えます。また、移動支援などの外出手段を確保し、積極的な社会参加を支援します。

【新規追加】旧小柱（4）社会参加の促進を統合

③相談支援事業者間の連携強化やより身近に相談できる場所の確保に取り組み、効果的な支援につながるよう努めます。

【新規追加】中期基本計画の課題の反映

【参考】中期基本計画の主要事業

『地域生活支援事業』（障がい福祉課）

相談や日常生活用具の給付、手話通訳の派遣、外出時の支援、障がい児の一時預かりなどにより日常生活を支えます。

『障がい者相談支援センター運営事業』（障がい福祉課）

障がい者の福祉サービスに関する相談や利用に対する援助を行うため、障がい者相談支援センターを設置・運営します。

(2) 経済的支援の充実（障がい福祉課）

①経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

(3) 就労支援の充実（障がい福祉課）

①地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、就労支援センターの充実を図り雇用の確保に努めます。

【文言の修正】中期基本計画の課題の反映

【参考】中期基本計画の主要事業

『就労支援の充実』（障がい福祉課）

障がい者の就労機会の拡充とともに、安心して働き続けることができるよう障害者就労支援センターによる支援を行います。

~~（4）社会参加の促進（障がい福祉課）~~

~~①心身に重度の障がいのある方の行動範囲の拡大と社会生活への参加・自立の促進、経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用料補助などを行います。また、単独の外出が困難な障がい児・者にヘルパーが付き添い支援を行う移動支援事業、車での送迎、外出援助等を行う生活サポート事業を実施します。~~

【文言の削除】（1）自立支援の推進に包括されるため

~~（5）（4）施設の整備・運営の支援（障がい福祉課）~~

①障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

【参考】中期基本計画の主要事業

『就労訓練事業所の整備』（障がい福祉課）

精神障がい者の就労訓練や相談体制を充実するため、就労訓練事業所の運営を支援します。

『放課後等デイサービス施設の整備』（障がい福祉課）

特別支援学校に通学している児童の、放課後や夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練の場を提供するため、社会福祉法人による施設の建設に対する補助を行います。

『障がい者グループホーム運営補助』（障がい福祉課）

知的障がい者の地域における生活への移行体制を充実するため、グループホームの運営に対する補助を行います。

-(6)-(5) 意識啓発の推進（障がい福祉課）

- ①当事者、関係者、市民が参加する自立支援協議会*において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。
- ②障害者差別解消法*、富士見市手話言語条例*の推進や、あいサポート運動*の普及により、障がい者と共に暮らす共生社会の実現に向け取り組みます。

【新規追加】現状に合せた表現を追加

【参考】中期基本計画の主要事業

『障がい者への理解と交流の推進』（障がい福祉課）
障害者支援計画に基づき、広報紙やホームページの活用による障がいへの理解促進や、交流機会の拡充、福祉教育の一層の充実などにより、ノーマライゼーション社会の実現に取り組みます。

-(7)-(6) 療育体制支援の充実（みずほ学園）

【文言の修正】現状に合わせた表現に修正

- ①関係機関と連携し、障がい児や発達遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。~~特に、低年齢児、保育所・幼稚園との併用通園児、医療的ケアの必要な重度障がい児の対応の充実に努めます。~~また、保育所などの施設への巡回相談をはじめ、在宅で療育を必要としている児童への支援など、地域療育支援についても積極的に取り組んでいきます。

【文言修正】現状に合わせ修正、中期基本計画の課題の反映

【参考】中期基本計画の主要事業

『みずほ学園運営事業』（みずほ学園）
障がいや発達遅れのある就学前の子どもの早期療育や支援に向けて相談機能などを充実します。

~~(8)~~ (7) 児童相談の充実（再掲）（障がい福祉課）

- ①子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、家庭児童相談員*による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。
- ②児童虐待の予防、早期発見・早期対応などに向けて、子育てに対する相談体制の充実、広報などによる周知を行うとともに、子どもを守る地域協議会*などによる情報共有・連携の強化に努めます。

【参考】 中期基本計画の主要事業

『児童虐待の予防と対策』（障がい福祉課）
子どもを守る地域協議会や子育て支援センター、児童相談所との連携などにより、児童虐待の予防や発生時の対策を強化します。

第6節 社会保障の充実

1. 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

2. 現状と課題

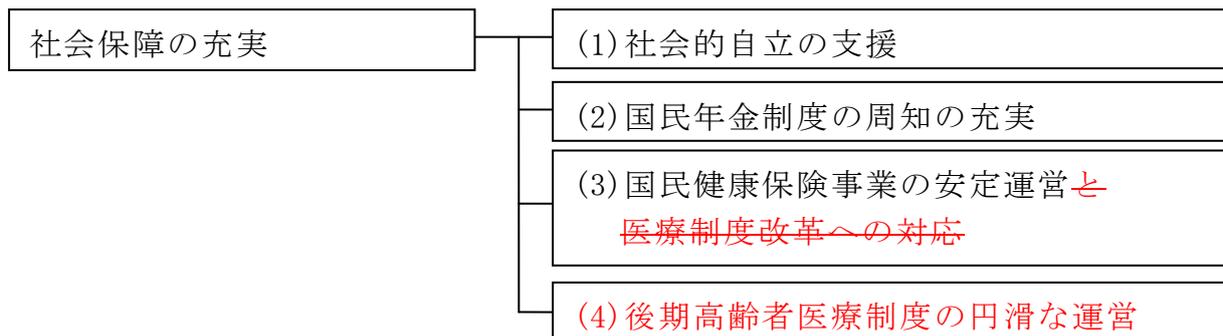
①生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し全国的に増加傾向にあり、本市においても状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。

②国民年金については、引き続き関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。

③国民健康保険については、引き続き医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、都道府県単位での国保国民健康保険事業の広域化について議論の動向を見守る安定運営に向けて事務を行う必要があります。

【文言の修正】現状に合わせた表現に修正

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

①すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。

- ②就労意欲の喚起を行うとともに、地域における就労支援の連携体制を構築します。また、「生活サポートセンター☆ふじみ*」などの関係機関と協力し、就労支援に努めます。

【新規追加】 中期基本計画の課題の反映

- ③学習支援や学習場所の提供、家庭訪問による個別指導などに取り組み、基礎学力の向上を図り、子どもの将来における社会的自立を促します。

【新規追加】 新規課題の反映

【参考】 中期基本計画の主要事業

『就労支援事業』（福祉課）

生活保護受給者の自立に向けた就労活動を支援します。

（2）国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ①公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度のわかりやすい情報提供周知に努めます。

【文言修正】 中期基本計画の課題の反映

（3）国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応（保険年金課）

- ①特定健診*事業の推進やジェネリック医薬品*の使用推奨などにより、医療費の適正化を目指します。

- ②国民健康保険や後期高齢者医療制度などの地域医療制度の見直し国民健康保険の医療制度の見直しに的確に対応し、健全な運営を進めます。

【文言の修正】 現状に合せた表現に修正

（4）後期高齢者医療制度の円滑な運営（保険年金課）

- ①保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、迅速かつ適切な業務に努めます。